

ない場合があります。その場合、ご利用者は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

居宅介護支援…要介護1・2の場合：10,760 円／月

要介護3～5の場合：13,980 円／月

(2) 加 算

内 容	金額/月	説 明
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当って、入所施設等との連携を図った場合（入院等期間中に1回まで算定可）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	
通院時情報連携加算	500円	利用者が受診を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、利用者に関する情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合（1月に1回を限度として算定可）
ターミナル ケアマネジメント加算	4,000円	末期の悪性腫瘍の利用者が在宅で死亡した場合、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問をおこない、利用者の心身の状況等の情報を主治医等及び居宅サービス事業者へ提供した場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	病院及び診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの調整を行った場合（1月に2回を限度として算定可）
中山間地等に居住する者へのサービス提供加算	基本部分 の5%	運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した場合
特定事業所加算（Ⅰ）	5,050円	人材要件及び体制要件等が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行った事業所
特定事業所加算（Ⅱ）	4,070円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,090円	
特定事業所加算（A）	1,000円	
特定事業所医療介護 連携加算	1,250円	特定事業所加算を算定し、ターミナルケアマネジメント加算及び退院・退所加算の算定を所定の回数以上の行った場合